

平成31年度の重点項目

男女がともに歩むまちづくりのために、平成31年度は次の3つの重点項目を掲げて事業を進めました。

①「男女がともに歩むまちづくり」に向けた啓発の推進

男女平等意識の形成に向けては、「男だから」「女だから」という性別で特性を決めつけることなく、一人ひとりの個性を互いに理解し尊重する意識を醸成していくことが重要となります。そのためには、家庭、地域、学校、職場などの多様な機会を通して「男女がともに歩むまちづくり」の啓発を進めなければなりません。

広報紙やホームページ等を通じた周知活動のほか、「男女がともに歩むまちづくり基本条例」、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」のPR活動などに取り組みました。

また、「女性活躍推進」に向けた取り組みとして、女性が活躍できる環境を作るための周知・啓発を行いました。

男女がともに歩むまちづくり基本条例に基づく啓発冊子等の活用

施策 No.1 <男女共同参画推進室>

主催事業や出前講座などの機会を通じて、冊子を啓発資料として配布および配架しました。併せて、「男女共同参画プラン・ふくつ」を紹介する冊子についても、配布および配架を行いました。

男女共同参画宣言都市関連事業の充実 施策 No.2 <男女共同参画推進室>

「男女共同参画都市宣言記念講演会」を行い、中嶋玲子さんを講師に招いて、「地域防災と男女共同参画」をテーマにした講演会を行いました。

また、例年に引き続き、「男女がともに歩む一行詩」の優秀作品表彰、「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」の推奨を行い、広く市民への周知を行いました。

男性を対象にした講座の実施 施策No.16 ワーク・ライフ・バランスの推進 施策No.25

<男女共同参画推進室>

いきいき健康課と共同実施する「プレママ・パパ講座」をはじめとした男性向け講座を実施し、ともに支え合う育児の啓発に取り組みました。

また、広報や講座を通じて、家事や育児への積極的な参画を促すために、ワーク・ライフ・バランスを実現するための情報提供も行いました。

なお、中学生を対象にした「妊娠・出産の知識に関する授業」は、コロナウィルスの拡大防止のため中止となりましたが、次年度以降も継続して行っています。

②暴力や虐待を許さない環境づくりの推進

あらゆる暴力を重大な人権侵害として認識し、暴力を許さない社会をつくるための意識啓発を進めました。

また、個別の相談案件には、必要に応じて庁内関連部署および庁外関係機関との連携のもとで、被害者の保護や自立支援に向けた適切な対応がとれるように努めました。

DV防止にむけた啓発促進

施策No.58 <男女共同参画推進室・人権政策課・教育総務課>

若い世代を、将来にわたり、DVの加害者にも被害者にもさせないために、広報等を通じて、DV等の暴力被害防止に関する情報提供を行いました。

被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供

施策No.59 <男女共同参画推進室・市民課・子ども課・防災安全課・高齢者サービス課・福祉課>

DVや児童虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるように、庁内関係部署だけでなく、庁外の関係機関とも連携を図りながら、被害者の保護と支援に向けた対応を行いました。専門の相談機関に引き継いだり、専門の相談窓口の情報を提供したりなどして、相談者が継続して支援を受けられるように努めました。

③地域における男女共同参画の推進

豊かで活力あふれる地域を作っていくためには、性別に関わらず、多様な生き方や個性が尊重され、互いに支えあう視点で課題をとらえて解決を図っていく必要があります。また、意思決定の過程と活動の現場に男女がともに参画し、責任をお互いに担うことも必要です。

地域活動が、男女共同参画の視点をもって進められるように働きかけました。

地域活動を担う団体への啓発推進

施策No.14 <男女共同参画推進室>

男女共同参画地域推進員などを通じて、男女共同参画講座など、市が実施する事業について、地域への情報提供を行い、参加を呼びかけました。

また、「住みよいまちづくり推進企画活動」では、市の課題の解決に積極的に活動する市民グループへの支援を行いました。

「男女共同参画地域推進員」との共働

施策No.15 <郷づくり支援課、男女共同参画推進室>

郷づくり推進協議会の全ての地域（8地域）に設置された「男女共同参画地域推進員」を中心に、地域における男女共同参画の理解促進のため、あすばるフォーラムへの参加等、学習の機会を設けました。

